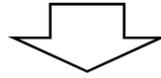


地域枠医師キャリア形成プログラムの作成について

1 経緯

★平成29年2月14日付け厚生労働省地域医療計画課長及び医事課長通知「地域医療介護総合確保基金を活用した修学資金貸与事業の取扱いについて」（参考2-1）



地域枠学生への修学資金の貸与について、財源を地域医療介護総合確保基金により行う場合の要件として、地域枠の学生は、**都道府県（地域医療支援センター等）が策定する「キャリア形成プログラム」に参加することとされた。**

★平成29年7月31日付け厚生労働省医政局長通知『「医療計画について」の一部改正について』（参考2-2）



医療計画作成指針において、医師確保を支援する事業等の記載に当たっては、医師の地域への定着を一層推進するため、以下の観点を踏まえて記載することとされた。

「5 医療従事者の確保」（1）医師の確保について

①地域枠学生は原則、地元出身者に限定すること。また、就業義務年限は貸与期間の1.5倍とする。

②地域枠医師へのキャリア形成プログラムを必ず策定。

対応予定（スケジュール等）

時期	摘要
平成29年10月	事務局にてキャリア形成プログラム案作成
平成29年11月	地域枠医師・学生に意見照会 地域枠医師赴任等調整部会にて検討→適宜修正
平成30年3月	次回運営委員会にてキャリア形成プログラム決定

2 本県の状況

地域枠医師のキャリア形成に関しては、従来の「地域医療連携に関する有識者会議」において、赴任先の原則や推奨診療科等を始めとした**取扱い方針**（参考2-3）が決定されている。

3 キャリア形成プログラムの内容及び確認事項等

	内 容	根拠・対応等
2月14日付け 厚生労働省通知	プログラム全体の就業義務年限	条例（参考2-4）により貸与期間の2分の3
	就業先となる地域や医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群（具体的な地域や医療機関名を含む。）	取扱い方針及び赴任先リスト
	医療機関群ごとの就業期間	取扱い方針
	取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術（上部消化管内視鏡等）	別途、医療機関へ照会
	出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項	条例及び規則
7月31日付け 医療計画作成指針	県内での臨床研修の義務付け	条例及び取扱い方針
	勤務地や診療科の限定	取扱い方針
	出産、育児、介護の場合等の内容の変更	条例及び規則
	開設主体	赴任先は条例により公的医療機関及び独立行政法人

<確認事項>

- （1）県の医療施策の推進においては、公衆衛生医師の果たす役割が非常に重要であるにも関わらず、志望者が少なく、今後、多くの医師が定年となり不足が見込まれるため（参考2-5）、今回のキャリア形成プログラムの作成に合わせて、地域枠医師が希望した場合、**保健所等の公衆衛生機関への赴任を義務年限内の勤務として扱うことができる**よう位置付ける。
- （2）診療科の限定について、本県では推奨する診療科を定めており、このことをもって、「限定」されているものと解する、なお、やむを得ず、**推奨する診療科以外に進む者について、ペナルティは科さない**こととする。
- （3）地域枠医師の平成30年度から開始される新たな専門医研修の受講に当たり、研修期間のうち最大2年間を義務年限に参入する研修とする場合は、**研修全期間において、県内の施設で研修**することを基本とする。
- （4）地域枠医師の派遣先は、**政策医療を積極的に行う医療機関を優先的に支援するため、条例上、開設主体が公的医療機関及び独立行政法人立に限**っており、この取扱いを当面、継続する。